

1130. 司馬武郎

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
憲法				1

1. ② 条則案(以下略) 1条に於いて、その目的は、性風俗に
 5 関する市民の価値観を尊重し、青少年の健全な育成を図るに必要と
 環境の整備を図ることにある。

(2) 上記目的を達成するため、2条に掲げられた定義に基づき
 7条に於ける規制図書類を定義とし、8条以下の条則に於
 ける規制等と規制し得る。

(3) 7条に於ける定義、各号に掲げられた日用品等の販売
 10 主たる業種と主たる事業所、店舗に於いて、規制図書類の
 販売等を行うことと規定する。(以下、同条に於ける規制と規制
 ①と。)。

イ. 同条2項は、全2項の項に於いて、学校の敷地や周囲
 200メートル以内における、規制図書類の販売等を禁止するもの
 である(以下、規制②と)。

ウ. (2) 同条3項は、規制図書の販売等に於いて、~~規制②の範囲外に於いて~~
 15 省が青少年に対して、いかに販売、貸与することに禁止するもの
 である(以下、規制③-1と)。

(4) 同条4項は、規制②、規制③の範囲外で規制図
 書類を販売する際、措置を講ずる事業者に対して義務づけ
 20 ている(以下、規制③-2)。

2. (1) 憲法21条1項は、表現の自由を保障する。国
 民は自由の自己の思想、意見を自由に表明すること、
 自己の思想、意見を自由に表明すること、民主政治の基盤を
 79 形成するものである。そして、自由の表現の自由の価値に照らせば、

1 ページ

人々から得た価値観情報に於いて、何の制約も加えるこ
 となく享受し、自己の思想、意見を形成し、発展させていくことが
 保障されるべきである。表現の自由の本来的価値の保障は、実
 5 際には、同条項の保障は、情報、流通、金銭的負担
 全般に及ぶものとして解される。

(2) 条則案は、~~規制④~~ ① 及び ② ③-1、③-2を
 設けることにより、出版物たる規制図書類の販売等を一部
 禁止し、その流通に於ける販賣に於ける措置を一定の
 10 義務化するものである。これにより、規制図書類の流通が
 一定限度制限され、A市民は情報の享受に於いて制約を
 受けることになる。

3. (1) 憲法14条、憲法上保障される自由といふことは、絶対的
 制約の存在ではなく、公共の福祉のため、必要かつ合理的
 15 なる制約を受けることもあり得る。そのような制約を受ける規
 制は、憲法上許容されるものである。否めば、規制の目的、目的
 達成のための必要性、規制手段の態様、制約される自由の
 性質、内容、制約の程度等を総合的に考慮して決
 られる。

(2) 1条に於いて、規制の対象となる規制図書類は、その内
 20 容が問題として規制を受けるものであるから、表現に対する審議的
 果を否定せず、制約の程度は大きいものといえる。その
 一方で、~~規制③-2~~ 1条に於いて、条則の目的と目的は、
 一定の表現規制を行うこととあり、これは明らかに、上記制約

※解答は左ページから書き始めてください。

2 ページ

裏面へ

注釈の一覧 第3回添削済答案①（憲法）.pdf

ページ :1

□ 番号 :1 日付 :2024/05/14 12:12:46

番号 :2 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/02/15 8:24:13

第1、1、（1）、ア、（ア）の項目は徹底下さい。法律家としてという話です。

番号 :3 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/02/15 8:26:37

形式審査は発想できませんでしたか？

判例の事案に近い表現であり、多くの受験生が書いてくると思いますので、形式審査を記載しないのはダメージが大きいのと思います。

番号 :4 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/02/15 8:27:37

規制を定義付けているところですが、読みにくいです。いちいち1頁目に戻って確認する苦労があります。端的に条文を指摘すれば良かったのでは。

番号 :5 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/02/15 8:25:01

項目1は不要です。条文の内容をなぞっているだけで配点はないです。

ただ、法の建付けを検討しようという姿勢は結構と思います。

番号 :6 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/02/15 8:28:47

一定の表現を規制するものでないとは？？規制するのでしょうかと思います。

探 点

1

ページ

裏面へ

4 ページ

裏面へ

ページ 2

番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/02/15 8:39:30

ここの理由付けがポイントです。

直接規制、間接規制なのか、内容規制、内容中立規制なのか、低価値表現と講学上整理されているがどう考えるか、などなど整理は色々あると思います。

これでは、理由付けが浅いです。

番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/02/15 8:37:16

- ・200mで足りますか？

例えば徒歩圏内等評価は考えられると思っていました。

- ・判例に触れているのは結構と思います。

番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/02/15 8:34:15

規範に対応していますか？目的が正当は認定していますが、「ねらい打ち」と書いているだけで、目的達成のために不合理でないや抑制的效果をもたらすものでないが出てこないの、手段審査が出来ているのかよく分かりません。

番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/02/15 8:40:58
5 (1) は結構と思います。

番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/02/15 8:46:28
罰則が規定されており、明確性の原則は発想して欲しいところです。

番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/02/15 8:46:11
二分論を意識した論述が以下されていると思います。

ただ、気になるのは、手段審査の当てはめの配点はほとんど乗ってこないと思います。
特に、違反の場合の改善命令（9条）、罰則（15条）、両罰規定（16条）が問題文にあり、ここにも点があるでしょう。